

村営住宅にお住まいの皆様へ

迷惑行為の防止について

村に下記のような苦情が寄せられています。村営住宅は独立家屋とは異なり、隣近所が接した集合住宅です。

入居者のみなさまが互いに協力してルールを守り、快適な生活を営めるよう努めてください。

少しの心遣いで未然に防ぐことができます。皆様のご協力をお願い致します。

なお、村営住宅や共同施設を故意にき損したことが明らかとなったときには、中島村村営住宅管理条例第42条第1項第3号の規定に基づき、住宅の明渡しを求める場合があります。

◆住宅へのいたずら（玄関ドアに傷が付けられる等）、敷地内への無断立入 など

なお、今後公営住宅に器物損壊等の被害が続く場合、警察に相談させていただくことも検討せざるを得ません。

ご理解とご協力をお願いいたします。